

◎ 受講資格（則第122条の2）

1. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習は、化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者でなければ、受講することができない。（経験とは、満18歳に達してからのもので、その内訳を詳細かつ具体的に記入すること。）

◎ 受講者注意事項

1. 受講資格は、経歴証明に記載して証明をとっていただきますが、設備、取扱物等は詳細に、事業所が2カ所以上にまたがる場合は、事業場の、それぞれの証明が必要です。
2. 取扱物とは、労働安全衛生法施行令（別表第1）に列挙の危険物のうち、該当名を記入してください。
3. 記入欄がたりない場合は、別紙に記入の上添付ください。
4. この証明書は受講資格の有無の証明となるから不実の記載をしないよう、不実記載の場合は修了証等の取消の処分を受けることがあります。

経 験 証 明 書					受講者名		
化学設備作業従事期間					設備名、取扱物、職場名		事業場名
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
自	年	月	至	年	月		
計	年			月			

上記のと通りの5年以上の経歴を有することを証明します。

年 月 日

証 明 者 { 所在地  
事業場名  
代表者職氏名

㊤

年 月 日

証 明 者 { 所在地  
事業場名  
代表者職氏名

㊤